

運動部活動顧問及び外部指導者等の部活動指導中における
暴力・体罰・セクハラ等に対する上北地方中学校体育連盟としての考え

平成 29 年 12 月
上北地方中学校体育連盟

運動部活動指中における暴力・体罰・セクハラ等（以下「暴力等」という。）に対する考えが、（公財）日本中学校体育連盟、東北中学校体育連盟、青森県中学校体育連盟から示された。

運動部活動は、多くの生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たすとともに、生きる力を育み人格形成にも大きな影響を及ぼしている。本連盟としても、こうした大きな意義や役割を踏まえ、指導者の暴力等の防止策については継続して検討し取り組みを続けてきた。

今回、本連盟としても（公財）日本中学校体育連盟、東北中学校体育連盟、青森県中学校体育連盟との整合性を図るとともに、暴力等の防止策の一つとしての対応・処置の考えを上北地方の学校や指導者に示し、改めて運動部活動指導中における暴力等の根絶を目指していこうとするものである。

記

1 本連盟が主催する大会における監督等の条件

上北地方中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督（教職員及び部活動指導員）、外部指導者（コーチ）、トレーナー等（以下「指導者等」という。）は、部活動の指導中における暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。

なお、懲戒処分規定が及ばない外部の指導者には、校長が本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。

●以下の文を上北地方中学校体育大会の「監督及びコーチ等」に記載する。

本大会に出場するチーム・選手の引率者・監督（教職員及び部活動指導員）・外部指導者（コーチ）、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。」

2 本連盟による対応・処置の対象となる者

各中学校に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等。

3 本連盟の対応

（1）暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟における全ての役職を停止する。

★後任の補充については、該当する専門部長と相談し、該当する専門部から選出することを基本とする。

（2）暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する。

4 判定及びその時期

当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

5 期 間

（1）違反行為 1 回目

校長が確認した時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は異動等により勤務校が変わったり、指導する運動部が変更となったりしても継続するものとする。

（1年間とは、夏季・新人または新人・夏季大会とする）

（2）違反行為 2 回目

本連盟における役職及び本連盟主催全ての大会における指導者等の「資格なし」とする。